

東日本大震災復興交付金交付要綱（環境省）

（通則）

第1条 東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「法」という）第78条第3項に規定する復興交付金のうち環境省所管事業に係るもの（東日本大震災復興交付金制度要綱（平成24年1月6日付け、府復第3号・23文科政54号・厚生労働省発会0106第3号・23予633号・国官会第2357号・環境政発第120106002号通知。以下「制度要綱」という。）第8に規定する基金に交付するものを除く。以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、法、東日本大震災復興特別区域法施行令（平成23年政令第409号）、東日本大震災復興特別区域法施行規則（平成23年内閣府令第69号。以下「規則」という。）、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）及びその他の法令のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

（交付の目的）

第2条 交付金は、法第77条第1項に規定する特定市町村に交付金を交付し、法第77条第1項に規定する復興交付金事業計画（以下「復興交付金事業計画」という。）に基づく法第78条第1項に規定する復興交付金事業等（以下「復興交付金事業等」という。）を実施することを目的とする。

（交付先）

第3条 交付金は、特定市町村の長に対し、その申請に基づいて交付する。

（交付対象事業）

第4条 交付対象事業は、制度要綱第2の1に規定する基幹事業のうち制度要綱別表E-1に掲げる低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業及び制度要綱第2の2に規定する効果促進事業等とする。

このうち、低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業とは、特定市町村の区域内で、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために事業を行う地域において、浄化槽の計画的な整備を図るために、その設置を行う者に対し、設置に要する費用を助成する事業（以下「浄化槽設置整備復興事業」という。）、又は特定市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うのに必要な費用を助成する事業（以下「浄化槽市町村整備復興事業」という。）とする。なお、設置には、単独処理浄化槽の撤去に必要な工事（浄化槽設置に当たり撤去が必要な場合及び単独処理浄化槽の撤去跡地に浄化槽が設置できない場合であって同一の敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。）も含むものとする。また、本事業の助成

の対象は、交付金の交付年度に浄化槽の整備が実施されるものであり、当該事業年度の前年度に既に設置済みであるものは、助成の対象外である。

1) 浄化槽設置整備復興事業

(1) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、特定市町村とする。

(2) 事業の対象となる地域

復興交付金事業計画に基づく計画区域であること。

(3) 事業の対象となる浄化槽等細目基準

浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1項に規定する浄化槽で、同法第4条第1項及び同条第2項の規定による基準に適合し、かつ、以下に定める要件に該当するいずれかの浄化槽であること。

- ・ 通常の場合にあつては、以下のア及びイに該当する浄化槽であること。ただし、低炭素社会対応型浄化槽以外の浄化槽にあつては、アに該当する浄化槽であること。
- ・ 窒素又はりん除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽にあつては次のア、イ及びウに該当すること。ただし、低炭素社会対応型浄化槽以外の浄化槽にあつては、ア及びウに該当する浄化槽であること。
- ・ 窒素及びりん除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽にあつては次のア、イ及びエに該当すること。ただし、低炭素社会対応型浄化槽以外の浄化槽にあつては、ア及びエに該当する浄化槽であること。
- ・ BOD除去能力に関する高度処理浄化の浄化槽又は変則浄化槽にあつては次のア、イ及びオに該当すること。ただし、低炭素社会対応型浄化槽以外の浄化槽にあつては、ア及びオに該当する浄化槽であること。

ア 「平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知」に定める「合併処置浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」が適用される浄化槽にあつては、同指針に適合するものであること。

イ 浄化槽の消費電力が以下に定める人槽ごとの基準に適合するもの。

- ・ 5人槽：定格出力52ワット以下
- ・ 7人槽：定格出力74ワット以下
- ・ 10人槽：定格出力101ワット以下
- ・ 11人槽以上の浄化槽：定格出力（ $n \times 9.6 + 4$ ）ワット以下
（ n ：人槽）

ウ 放流水の総窒素濃度が $20\text{mg}/\text{リットル}$ 以下又は総りん濃度 $1\text{mg}/\text{リットル}$ 以下の機能を有するものであること。

エ 放流水の総窒素濃度が $20\text{mg}/\text{リットル}$ 以下及び総りん濃度 $1\text{mg}/\text{リットル}$ 以下の機能を有するものであること。

オ BOD除去率97%以上、放流水のBOD 5 mg/l (日間平均値) 以下の能力を有するものであること。

(4) 事業の要件

交付金の交付に際しては、浄化槽法第7条、第11条に基づく法定検査に関して、その検査依頼書の添付を求めるなど、法定検査の実施の確保に努めること。本事業により整備された浄化槽又は変則浄化槽については、やむを得ない場合を除き設置完了後1年以内に便所、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管きよで接続し、使用を開始すること。また、特定市町村は、浄化槽又は変則浄化槽の管きよの接続状況を把握し、未接続等の場合にあっては、住民に対し文書で接続を指導する等、その解消に努めること。

(5) 工事施工監督

小型の浄化槽及び変則浄化槽の工事については、以下の者の監督の下に行われるものであること。

ア 平成元年10月30日付け厚生省・建設省告示第1号により指定した小規模浄化槽施工技術特別講習会を終了した者

イ 昭和63年度以降に浄化槽法第42条第1項各号に該当することとなった浄化槽設備士

2) 浄化槽市町村整備復興事業

(1) 事業の実施主体

この事業の実施主体は、特定市町村とする。

(2) 事業の対象となる地域

復興交付金事業計画に基づく計画区域であること。

(3) 事業の対象となる浄化槽等細目基準

浄化槽設置整備復興事業と同様とする（低炭素社会対応型浄化槽以外の浄化槽に係る規定を除く。）。

(4) 交付対象範囲

交付対象範囲は、浄化槽又は変則浄化槽の整備に直接必要な次の範囲とする。

ア 浄化槽本体費用及び本体の設置に必要な工事費（流入、放流に係る管きよ及びますに係る費用を除く。）

イ 浄化槽本体に係る積雪荷重対策及び凍結防止対策に必要な工事費（豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯において整備される場合に限る。）

ウ 単独処理浄化槽の撤去に必要な工事費（浄化槽設置に当たり撤去が必要な場合及び単独処理浄化槽の撤去跡地に浄化槽が設置できない場合であって同一敷地内に浄化槽が設置される場合に限る。）

エ 高度処理型浄化槽の整備に必要な費用と通常型浄化槽の整備に必要な費用の差額（通常型浄化槽の設置を禁止し、高度処理型浄化槽のみで整備を

行うことができる旨を特定市町村条例などで制定等の後5年間に限る。)

(5) 事業の要件

本事業は、次のアからカの全てを満たすものであること。

ア 事業の実施地域は、将来的に浄化槽又は変則浄化槽の整備が妥当と判断される地域内において設定されること。

イ 浄化槽又は変則浄化槽の工事着手までに当該工事に係る住民から浄化槽の設置及び便所等との接続等について文書で承諾を得ていること。

ウ 原則として、復興交付金事業計画において、事業実施地域内の全戸に戸別（共同住宅にあっては、当該共同住宅1棟をもって1戸とする。）の浄化槽又は変則浄化槽を整備する事業であること。ただし、次の（ア）～（ウ）に掲げる地形等の特殊状況により戸別に浄化槽を設置できない場合には、5戸以下の住宅に1基の浄化槽を設置しても差し支えないこととする。

（ア）対象家屋の敷地内に浄化槽を設置する場所がない場合

（イ）対象家屋を除く土地が傾斜や岩盤の土地であるため、浄化槽を設置するためには家屋を壊すなどしなければならない場合

（ウ）家屋が密集する地区で、各家屋に中庭などがあり設置できそうなスペースはあるが、浄化槽を搬入するには家屋を壊すなどしなければならない場合

エ 本事業により整備された浄化槽又は変則浄化槽については、やむを得ない場合を除き、設置完了後1年以内に便所、台所、風呂等と浄化槽の間及び浄化槽と放流先の間を管きよで接続し、使用を開始すること。

オ 設置後の浄化槽又は変則浄化槽の適正な維持管理を確実に確保するための住民等の協力体制が整っていること。また、特定市町村は、浄化槽又は変則浄化槽の管きよの接続状況を把握し、未接続等の場合にあっては、住民に対し文書で接続を指導する等、その解消に努めること。

カ 特定市町村の公営企業として実施し、本事業により整備された浄化槽又は変則浄化槽の維持管理については、特別会計により経理し、適正な料金の徴収が確実と見込まれるものであること。なお、新たに設置し、経理するものとするが、既存の下水道事業特別会計や農業集落排水事業特別会計等により経理することも差し支えない。また、整備区域、維持管理等に係る料金等個別浄化槽の整備、管理に関する事項を条例により定めることが望ましいこと。

(6) 工事施工監督

浄化槽設置整備復興事業と同様とする。

2 低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業の「交付対象事業費」及び「基本国費率」は以下のとおりとする。

(1) 交付対象事業費

ア 計算式

交付対象事業費は、浄化槽設置整備復興事業及び浄化槽市町村整備復興事業毎に、以下の式に従い算出された額を合計した金額とする。

$$\Sigma \left((\text{イに定める「浄化槽1基あたりの交付限度額の区分」に基づく1基当たり交付対象事業費}) \times (\text{区分毎の基数}) \right)$$

イ 浄化槽1基あたりの交付限度額の区分

1) 浄化槽設置整備復興事業

浄化槽1基あたりの交付対象事業費は、以下に定める浄化槽1基あたりの交付限度額を超えない額とする。

(ア) 以下の(イ)～(エ)に該当しない通常の場合にあつては、別表1-1に定める額とする。

(イ) 以下のいずれかに該当する地域において、窒素又はりん除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置を行う者に対し助成を行う事業にあつては別表1-2に定める額とする。

- ・ 「窒素含有量又はりん含有量についての排水基準に係る湖沼」(昭和60年環境庁告示第27号)により指定された湖沼に生活排水が排出される地域
- ・ 「窒素含有量又はりん含有量についての排水基準に係る海域」(平成5年環境庁告示第67号)により指定された海域に生活排水が排出される地域
- ・ 「上水道の取水口より上流に位置する地域でかつ水源地域対策特別措置法昭和48年法律第118号)第2条第2項で指定するダムの周辺地域

(ウ) (イ)に掲げるいずれかに該当する地域において、窒素及びりん除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置を行う者に対し助成を行う事業にあつては別表1-3に定める額とする。

(エ) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第3項の規定に基づき、同法同条第1項の排水基準にかえてBOD、CODについて、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度より厳しい許容限度を定める排水基準が定められている地域において、BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置を行う者に対し助成を行う事業にあつては別表1-4に定める額とする。

2) 浄化槽市町村整備復興事業

(ア) 以下の(イ)～(エ)に該当しない通常の場合にあつては、別表2

－ 1 に定める額とする。

(イ) 以下のいずれかに該当する地域において、窒素又はりん除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置を行う者に対し助成を行う事業にあつては別表 2－2 に定める額とする。

- ・ 「窒素含有量又はりん含有量についての排水基準に係る湖沼」(昭和60年環境庁告示第27号)により指定された湖沼に生活排水が排出される地域
- ・ 「窒素含有量又はりん含有量についての排水基準に係る海域」(平成5年環境庁告示第67号)により指定された海域に生活排水が排出される地域
- ・ 「上水道の取水口より上流に位置する地域でかつ水源地域対策特別措置法昭和48年法律第118号)第2条第2項で指定するダムの周辺地域

(ウ) (イ) に掲げるいずれかに該当する地域において、窒素及びりん除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置を行う者に対し助成を行う事業にあつては別表 2－3 に定める額とする。

(エ) 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)第3条第3項の規定に基づき、同法同条第1項の排水基準にかえてBOD、CODについて、条例で、同項の排水基準にかえて適用すべき同項の排水基準で定める許容限度よりきびしい許容限度を定める排水基準が定められている地域において、BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置を行う者に対し助成を行う事業にあつては別表 2－4 に定める額とする。

(2) 基本国費率

ア 第4条の1)(3)イに該当する浄化槽を整備する場合の基本国費率は1/2とする。

イ 上記ア以外の浄化槽を整備する場合の基本国費率は1/3とする。

(交付額)

第5条 環境大臣は、制度要綱第5により内閣総理大臣から移替えられた交付金について、次項の交付金の交付額以内で、復興交付金事業等に要する費用を特定市町村に交付する。

2 交付金の交付額は、制度要綱第4により特定地方公共団体に通知された復興交付金事業等ごとの交付可能額を限度とする。

交付額=A

$$A = \sum_{i=1}^m (A_i \times \alpha_i + \frac{A_i - A_i \times \alpha_i - a_i}{2})$$

A : 基幹事業の交付額の総額

A_i : 基幹事業 i の交付対象事業費

α_i : 別表に定める基幹事業 i の基本国費率

a_i : 基幹事業 i の交付対象事業費のうち国及び特定市町村以外の者（民間事業者等）が負担する額

m : 基幹事業の事業数

- 3 交付金の交付後、交付対象事業の進捗の状況に変更があった場合には、前項の規定により算出される額にかかわらず、交付を受けた交付金の額全てについて、当該事業に要する経費として充てることができるものとし、次年度以降の年度交付額の算定において調整するものとする。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。
- 4 前項の規定による交付額の調整は、交付された金額から、事業費の実績額に基づいて第2項の規定により算出される年度交付額を控除した額を次年度以降の年度交付額から控除することにより行う。

(交付申請)

第6条 適化法第5条、適化法施行令第3条及び制度要綱第7の規定に基づく交付金の交付に係る申請について、特定市町村は、毎年度、別に定める日までに、環境大臣に対し、「様式第1号」のを提出して行うものとする。

(変更交付申請)

第7条 交付申請者は、適化法第7条第1項（及び制度要綱第7の規定）の規定により承認を受けようとする場合には、環境大臣に対し、「様式第3号」の交付決定変更申請書を提出するものとする。

(交付決定)

第8条 環境大臣は特定市町村の申請に基づき、交付金の交付を決定した場合は、適化法第8条に基づきこれを通知する。

(申請の取下げ)

第9条 特定市町村は、適化法第9条第1項により申請を取り下げる場合には、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、環境大臣に対し、「様式

第6号」の申請取下書を提出するものとする。

(状況報告)

第10条 適化法第12条の規定による遂行状況の報告については、特定市町村は、毎会計年度の4月1日から12月31日までの期間についての状況を取りまとめ、当該年度の1月31日までに、所管大臣に対し、「様式第8号」の目標達成状況報告書を提出して行うものとする。

(実績報告)

第11条 適化法第14条の規定による実績報告について、特定市町村は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は交付対象事業の完了の日の属する国の会計年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、環境大臣に対し、「様式第7号」の事業実績報告書その他参考となるべき資料を添えて提出して行うものとする。

(交付金の額の確定等)

第12条 環境大臣は、前条の規定による種類の提出を受けた場合には適化法第15条の規定により交付金の額を確定し、特定市町村に通知するものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 復興交付金により取得した浄化槽については、適化法施行令第14条第1項第2号の規定に基づき、環境大臣が別に定める期間は平成12年3月30日厚生省告示第150号によるものとし、これに定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けないでこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 環境大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入のあった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

3 交付事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともにその効率的な運営を図らなければならない。

4 ただし、浄化槽設置整備復興事業には前3号は適用しない。

(指導監督交付金)

第14条 国は、都道府県知事が行う第15条の事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督交付金を交付することができる。

(監督等)

第15条 環境大臣及び都道府県知事は特定市町村に対し、特定市町村はPFI事業者に対し、

それぞれの施行する交付対象事業に関し、適化法その他の法令及びこの要綱の施行のために必要な限度において、報告若しくは資料の提出を求め、又はその施行する交付対象事業の施行の促進を図るため、必要な勧告、助言若しくは援助をすることができる。

- 2 環境大臣及び都道府県知事は特定市町村に対し、特定市町村はPFI事業者に対し、それぞれの施行する交付対象事業につき、監督上必要があるときは、その交付対象事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(附則)

- 1 この要綱は平成24年4月6日から施行する。
- 2 この要綱の取扱の詳細については、別途環境省が定めるものとする。

別表 1 - 1

1 区分	2 基準額		3 対象経費	
浄化槽			市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費	
	(千円)			
	(1) 5人槽	332×基数		352×基数
	(2) 6～7人槽	414×基数		441×基数
	(3) 8～10人槽	548×基数		588×基数
	(4) 11～20人槽	939×基数		1,002×基数
	(5) 21～30人槽	1,472×基数		1,545×基数
	(6) 31～50人槽	2,037×基数		2,129×基数
(7) 51人槽～	2,326×基数	2,429×基数		
基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。				

※基準額の特例 浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去（別に定めるものに限る。）に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円までとする。）。

※基本国費率

- ① 要綱第4条（3）イに該当する浄化槽を整備する場合：1 / 2
- ② ①以外の浄化槽を整備する場合：1 / 3

別表 1 - 2

1 区分	2 基準額		3 対象経費	
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽			市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費	
	(千円)			
	(1) 5人槽	444×基数		471×基数
	(2) 6～7人槽	486×基数		519×基数
	(3) 8～10人槽	576×基数		615×基数
	(4) 11～20人槽	1,092×基数		1,164×基数
	(5) 21～30人槽	1,860×基数		1,953×基数
	(6) 31～50人槽	2,496×基数		2,610×基数
(7) 51人槽～	2,850×基数	2,979×基数		
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽				
	(千円)			
	(1) 5人槽	444×基数		471×基数
	(2) 6～7人槽	486×基数		519×基数
	(3) 8～10人槽	576×基数		615×基数
	(4) 11～20人槽	1,092×基数		1,164×基数
	(5) 21～30人槽	1,860×基数		1,953×基数
	(6) 31～50人槽	2,496×基数		2,610×基数
(7) 51人槽～	2,850×基数	2,979×基数		
基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。				

※基準額の特例 浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去（別に定めるものに限る。）に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円までとする。）。

※基本国費率

- ① 要綱第4条（3）イに該当する浄化槽を整備する場合：1 / 2
- ② ①以外の浄化槽を整備する場合：1 / 3

別表 1 - 3

1 区分	2 基準額		3 対象経費	
窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費	
窒素及び燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	(1) 5人槽	(千円) 528×基数		558×基数
	(2) 6～7人槽	693×基数		738×基数
	(3) 8～10人槽	963×基数		1,029×基数
	(4) 11～20人槽	1,674×基数		1,779×基数
	(5) 21～30人槽	2,811×基数		2,952×基数
	(6) 31～50人槽	3,774×基数		3,912×基数
	(7) 51人槽～	4,201×基数		4,386×基数
基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。				

※基準額の特例 浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去（別に定めるものに限る。）に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認められた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円までとする。）。

※基本国費率

- ① 要綱第4条（3）イに該当する浄化槽を整備する場合：1 / 2
- ② ①以外の浄化槽を整備する場合：1 / 3

別表 1 - 4

1 区分	2 基準額		3 対象経費	
BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあっては、左欄にかかわらず本欄による。	市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽の設置者に対し、設置に要する費用を助成するために必要な経費	
BOD除去能力に関する高度処理型の変則浄化槽	(1) 5人槽	(千円) 489×基数		516×基数
	(2) 6～7人槽	654×基数		696×基数
	(3) 8～10人槽	903×基数		963×基数
	(4) 11～20人槽	1,551×基数		1,650×基数
	(5) 21～30人槽	2,607×基数		2,736×基数
	(6) 31～50人槽	3,501×基数		3,660×基数
	(7) 51人槽～	3,906×基数		4,080×基数
基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。				

※基準額の特例 浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去（別に定めるものに限る。）に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認められた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円までとする。）。

※基本国費率

- ① 要綱第4条（3）イに該当する浄化槽を整備する場合：1 / 2
- ② ①以外の浄化槽を整備する場合：1 / 3

別表 2 - 1

1 区分	2 基準額		3 対象経費		
浄化槽	(千円)		市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、浄化槽を整備するために必要な経費であって、別表3に定める交付対象事業費		
	(1) 5人槽	837×基数		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。(千円)	882×基数
	(2) 6～7人槽	1,043×基数			1,104×基数
	(3) 8～10人槽	1,375×基数			1,495×基数
	(4) 11～15人槽	2,039×基数			2,191×基数
	(5) 16～20人槽	2,786×基数			2,937×基数
	(6) 21～25人槽	3,332×基数			3,491×基数
	(7) 26～30人槽	4,066×基数			4,271×基数
	(8) 31～40人槽	4,521×基数			4,743×基数
	(9) 41～50人槽	5,737×基数			5,993×基数
	(10) 51～100人槽	環境大臣に協議し承認を得た額		×基数	
(11) 事務費	(1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内				
基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。					

- ※基準額の特例
- 1 浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去（別に定めるものに限る。）に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円までとする。）。
 - 2 高度処理型浄化槽の整備を行うことができる地域において、条例等に基づき高度処理型浄化槽のみを整備する場合には通常型浄化槽の基準額を適用し、その整備費用が通常型浄化槽の基準額を上回る場合にはその差額分を公費で負担する。

※基本国費率 1/2

別表 2 - 2

1 区分	2 基準額		3 対象経費
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽	豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。 (千円)		市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であつて、別表に定める交付対象事業費
窒素又は燐除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	(1) 5人槽 (2) 6～7人槽 (3) 8～10人槽 (4) 11～15人槽 (5) 16～20人槽 (6) 21～25人槽 (7) 26～30人槽 (8) 31～40人槽 (9) 41～50人槽 (10) 51～100人槽 (11) 事務費	1,020×基数 1,134×基数 1,380×基数 2,139×基数 3,288×基数 4,140×基数 4,812×基数 5,592×基数 6,441×基数 環境大臣に協議し承認を得た額 × 基数 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内	1,080×基数 1,212×基数 1,482×基数 2,289×基数 3,477×基数 4,356×基数 5,049×基数 5,856×基数 6,729×基数
基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。			

- ※基準額の特例
- 1 浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去（別に定めるものに限る。）に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円までとする。）。
 - 2 高度処理型浄化槽の整備を行うことができる地域において、条例等に基づき高度処理型浄化槽のみを整備する場合には通常型浄化槽の基準額を適用し、その整備費用が通常型浄化槽の基準額を上回る場合にはその差額分を公費で負担する。

※基本国費率 1 / 2

別表 2 - 3

1 区分	2 基準額		3 対象経費
窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の浄化槽	<p>豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。</p> <p>(千円)</p>		市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の理浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であつて、別表3に定める交付対象事業費
窒素及び磷除去能力を有する高度処理型の変則浄化槽	<p>(1) 5人槽 1,137×基数</p> <p>(2) 6～7人槽 1,431×基数</p> <p>(3) 8～10人槽 1,932×基数</p> <p>(4) 11～15人槽 2,787×基数</p> <p>(5) 16～20人槽 4,287×基数</p> <p>(6) 21～25人槽 5,394×基数</p> <p>(7) 26～30人槽 6,270×基数</p> <p>(8) 31～40人槽 7,287×基数</p> <p>(9) 41～50人槽 8,397×基数</p> <p>(10) 51～100人槽 環境大臣に協議し承認を得た額 ×基数</p> <p>(11) 事務費 (1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内</p> <p>基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。</p>		

※基準額の特例

- 1 浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去（別に定めるものに限る。）に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円までとする。）。
- 2 高度処理型浄化槽の整備を行うことができる地域において、条例等に基づき高度処理型浄化槽のみを整備する場合には通常型浄化槽の基準額を適用し、その整備費用が通常型浄化槽の基準額を上回る場合にはその差額分を公費で負担する。

※基本国費率 1 / 2

別表2-4

1 区分	2 基準額		3 対象経費	
BOD除去能力に関する高度処理型の浄化槽	<p style="text-align: center;">(千円)</p>		市町村が循環型社会形成推進交付金交付要綱に基づいて、BOD除去能力を有する高度処理型の浄化槽又は変則浄化槽を整備するために必要な経費であつて、別表3に定める交付対象事業費	
BOD除去能力に関する高度処理型の変則浄化槽	(1) 5人槽	1,083×基数		豪雪地帯対策特別措置法第2条の規定に基づき指定された豪雪地帯又は特別豪雪地帯にあつては、左欄にかかわらず本欄による。(千円)
	(2) 6～7人槽	1,377×基数		1,143×基数
	(3) 8～10人槽	1,848×基数		1,467×基数
	(4) 11～15人槽	2,649×基数		1,983×基数
	(5) 16～20人槽	4,074×基数		2,832×基数
	(6) 21～25人槽	5,127×基数		4,305×基数
	(7) 26～30人槽	5,958×基数		5,388×基数
	(8) 31～40人槽	6,924×基数		6,249×基数
	(9) 41～50人槽	7,977×基数		7,242×基数
	(10) 51～100人槽	環境大臣に協議し承認を得た額		×基数
(11) 事務費	(1)～(10)の基準額の合計額に3.5%を乗じた額の範囲内			
基数については、環境大臣が必要と認めた基数とする。				

- ※基準額の特例
- 1 浄化槽の設置とこれに伴い必要となる単独処理浄化槽の撤去（別に定めるものに限る。）に要する費用が現行の基準額を超える場合には、環境大臣が必要と認めた額を基準額とする（現行の基準額を超える額は9万円までとする。）。
 - 2 高度処理型浄化槽の整備を行うことができる地域において、条例等に基づき高度処理型浄化槽のみを整備する場合には通常型浄化槽の基準額を適用し、その整備費用が通常型浄化槽の基準額を上回る場合にはその差額分を公費で負担する。（差額分に係る助成割合：国 11/30、市町村19/30）

※基本国費率 1/2

別表 3 (対象経費の算定基準)

I 区分	II 費目	III 細目	IV 交付対象事業費
工事費	本工事費	材料費	国土交通省土木工事積算基準等、国若しくは市町村で定めた主要資材単価の範囲内で、人槽ごとにそれぞれ算出した金額の範囲内で事業実施可能な単価を標準とした額。
		労務費	「公共工事設計労務単価」の範囲内で事業実施時期、地域の実態等を考慮した額。
		労務者保険料	交付対象事業者が直接支弁する当該本工事費から賃金の支弁される労務者に係る労務者保険料であって、関係各法令に定められた額の合計額。
		その他諸費	本体費用、労務費及び労務者保険料以外の経費で、本工事に要する諸掛かりの費用（特許費、保管料、仮設費、安全費、役務費）
事務費	付帯工事費	設置に要する工事費	浄化槽設置整備の付帯工事に要する必要最小限度の範囲の額。
	旅費及び 庁費		工事施工のために直接必要な事務に要する費用

様式 1 - 1

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

申 請 者 氏 名



平成〇〇年度東日本大震災復興交付金交付申請書

平成〇〇年度東日本大震災復興交付金事業について、交付金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 5 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

(備考) 本様式に様式 1 - 2、様式 1 - 3 及び様式 1 - 4 をあわせたものが申請書である。

様式 1 - 2

平成〇〇年度東日本大震災復興交付金交付申請額表

事業主体名 : _____

復興交付金事業計画承認通知年月日 : _____

復興交付金事業計画期間 : _____

(単位 : 千円)

交付対象事業	交 付 金 額	摘 要
東日本大震災復興交付金事業		(単年度交付額及び単年度交付額を算出する式を記載)
(内 訳)		

（単位：千円）

事業の内容		交付金の算出方法	
事業名		事業費（C）	
全体事業	工事着工予定年月日 及び完了予定年月日	控除額（D）	
当該年度事業	工事着工予定年月日 及び完了予定年月日	交付基本額 （E） = （C） - （D）	
全体事業	総事業費	交付金額（F）	
全体事業	総交付基本額	摘要	
当該年度事業	総事業費		
当該年度事業に係る経費の配分 （交付対象経費）			
本工事費			
付帯工事費			
調査費			
工事費計（A）			
事務費（B）			
事業費 （C） = （A） + （B）			

（備考）「経費の配分」欄のうち、必要のない費目は削除して差し支えない。

平成〇〇年度東日本大震災復興交付金事業費財源表

事業主体名 _____

(単位：千円)

区 分		金 額
国 庫 交 付 金		
地 方 負 担 金	一 般 歳 入	
	地 方 債	
	受 益 者 負 担 金	
	道 県 補 助 金	
	市 町 村 分 担 金	
	そ の 他	
	計	
総 事 業 費		

(備考)

1. 総事業費とは、当該年度の交付対象事業の事業費総額をいい、申請の際における予定額を含む。
2. その他に計上したものについては、内容を下欄に記載すること。
3. 地方負担金が一般歳入・地方債のみの場合は、本表の提出は必要ない。

東日本大震災復興交付金事業実施計画総括表 1（平成〇〇年度）

1 地域の概要

(1) 地域名		(2) 地域内人口		(3) 地域面積	
(4) 構成市町村等名		(5) その他特記事項*			
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況	組合を構成する市町村： 設立されていない場合、今後の見通し：		設立（予定）年月日： 年 月 日 設立、認可予定		

* 交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

2 生活排水処理の現状と目標

指標・単位		過去の状況・現状						目標		
		平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成	年度	平成
総人口										
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率									
集 落 排 水 施 設 等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率									
合 併 処 理 浄 化 槽 等	汚水衛生処理人口 汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率									
未 処 理 人 口	汚水衛生未処理人口									

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付のこと。（別紙参考を参照）

3 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容			整備予定基数の内容			備 考
		基 数	処理人口	開始年月	基 数	処理人口	目標年次	

※ 計画地域内の施設の状況（現況、予定）を地図上に示したものを添付のこと。

様式2

東日本大震災復興交付金事業実施計画総括表2(平成 年度)

事業種別	事業主体名	事業期間 交付期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考	
		開始	終了	平成 〇〇年度	平成 〇〇年度	平成 〇〇年度	平成 〇〇年度	平成 〇〇年度	平成 〇〇年度	平成 〇〇年度	平成 〇〇年度	平成 〇〇年度			
○浄化槽に関する事業				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
浄化槽設置整備				0					0						
浄化槽市町村整備推進				0					0						

施設概要（浄化槽系）

道県名 _____

(1) 事業主体名	
(2) 整備計画の方針	整備対象地域の設定方針、各種生活排水処理施設の整備区域の設定方針等簡潔に記載
(3) 事業の実施目的及び内容	
(4) 事業期間	年度～ 年度
(5) 事業計画額	交付対象事業費 千円

○ 交付金対象となる浄化槽の整備規模及び選定額（内訳）

※ 個人設置型と市町村設置型とを明記し、双方の整備がある場合は、表を分けて記載のこと

人槽区分	交付対象基数 (人分)	基準額	対象経費 支出予定額	選定額
5人槽	基 (人分)			
6～7人槽	基 (人分)			
8～10人槽	基 (人分)			
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
合計	基 (人分)			

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較
(複数の地区が該当する場合は、当該地区ごとに下表を添付すること)

市町村総人口	市町村世帯数
対象地域人口	対象地域世帯数

	総建設費	1年当たり 建設費	1年当たり 維持管理費	1年当たり コスト
集合処理で整備した場合				
個別処理で処理した場合				

施設比較検討の積算内容資料を添付（様式は自由）

様式第2

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

道 県 知 事

印

平成〇〇年度東日本大震災復興交付金交付申請報告書

平成〇〇年度東日本大震災復興交付金事業について、別紙のとおり交付金の交付申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、交付決定されたく報告します。

(備考) 報告書とともに、申請者が提出した様式第1を提出すること。

様式 3 - 1

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

申 請 書 氏 名 (印)

平成〇〇年度東日本大震災復興交付金交付決定変更申請書

平成〇〇年度東日本大震災復興交付金事業について交付決定の内容等を次のとおり変更したいので、下記のとおり申請します。

交付対象事業	交付決定 年 月 日 番 号	変更申請の 主たる理由

- (備考) 1. 本様式に、様式 3 - 2 の表をあわせたものが申請書である。
2. 「変更申請の主な理由」は、事業ごとに簡潔に記載すること。

様式 3 - 2

平成〇〇年度東日本大震災復興交付金交付決定変更額表

事業主体名 _____

(単位：千円)

交付対象事業	交 付 決定額	変 更 増△減額	改交付決定額	摘 要

様式第4

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

道 県 知 事

印

平成〇〇年度東日本大震災復興交付金交付決定変更申請報告書

平成〇〇年度東日本大震災復興交付金事業について、別紙のとおり交付決定の内容等の変更の申請があり、その内容を審査したところ適正と認められるので、これを変更されたく、報告します。

(備考) 報告書とともに、申請者が提出した様式第3を提出すること。

様式第5

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

申 請 者 氏 名



平成〇〇年度交付対象事業の完了予定期日変更報告書

交付対象事業	交付決定額		完了予定期日		予算の繰越		変更の理由
	番 号 年月日	交付金額	変更前	変更後	種 別	繰越額	

- (備考) 1. 記載順は、「明許繰越」、「事故繰越」、「繰越を伴わないもの」の順に記載すること。
2. 予算の繰越を伴わない場合は、「予算の繰越」欄の記入を要しない。

番 号
年 月 日

環 境 大 臣 殿

申 請 者 氏 名



平成〇〇年度東日本大震災復興交付金交付決定取消申請書

平成 年 月 日付環廃対発第 号をもって交付金の交付決定を受けた平成〇〇年度東日本大震災復興交付金について、下記のとおり当該交付決定の全部の取消を申請します。

記

1. 交付対象事業
2. 交付金交付決定額 円
3. 交付金交付決定取消額 円
4. 交付金交付決定取消申請理由
(具体的かつ詳細に記載すること)

(備考)

1. 交付決定を受けた後、当該年度中にその交付決定の取消を申請する場合に用いること。
2. 一部取消については、交付決定額の減額として取り扱うこと。

様式 7 - 1

番 号
年 月 日

〇 〇 知 事 殿

申 請 者 氏 名



東日本大震災復興交付金事業実績報告書

平成〇〇年度から平成〇〇年度において国庫交付金の交付を受けた標記事業を完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第 1 4 条の規定により、関係書類を添えて報告します。

(備考) 本様式に様式 7 - 2、様式 7 - 3 及び様式 7 - 4 をあわせたものが報告書である。

東日本大震災復興交付金事業別表（実績報告）

（単位：千円）

事業の内容		交付金の算出方法	
事業名		事業費（C）	
全体事業	工事着工年月日 及び完了年月日	控除額（D）	
全体事業	総事業費	交付基本額 （E） = （C） - （D）	
全体事業	総交付基本額	交付金額（F）	
全体事業に係る経費の配分 （交付対象経費）		摘要	
本工事費			
付帯工事費			
調査費			
.....			
工事費計（A）			
事務費（B）			
事業費 （C） = （A） + （B）			

（備考）「経費の配分」欄のうち、必要のない費目は削除して差し支えない。

東日本大震災復興交付金事業費財源精算表

事業主体名 _____

(単位：千円)

区 分		金 額
国 庫 交 付 金		
地 方 負 担 金	一 般 歳 入	
	地 方 債	
	受 益 者 負 担 金	
	道 県 補 助 金	
	市 町 村 分 担 金	
	そ の 他	
	計	
総 事 業 費		

(備考)

1. 総事業費とは、当該年度の交付対象事業の事業費総額をいう。
2. その他に計上したものについては、内容を摘要欄に記載すること。
3. 地方負担金が一般歳入・地方債のみの場合は、本表の提出は必要ない。

様式第 8

平成 年度東日本大震災復興交付金事業目標達成状況報告書

地域名	構成市町村等名	計画期間	事業実施期間

1 目標の達成状況
(ごみ処理)

指 標	現状 (割合※1) (平成 年度)	目標 (割合※1) (平成 年度) A	実績 (割合※1) (平成 年度) B	実績B /目標A	
排出量	事業系 総排出量	t	t (%)	t (%)	%
	1 事業所当たりの排出量	t	t (%)	t (%)	%
	家庭系 総排出量	t	t (%)	t (%)	%
	1 事業所当たりの排出量	kg/人	kg/人 (%)	kg/人 (%)	%
	合 計 事業系家庭系総排出量合計	t	t (%)	t (%)	%
再生利用量	直接資源化量	t (%)	t (%)	t (%)	%
	総資源化量	t (%)	t (%)	t (%)	%
熱回収量	熱回収量 (年間の発電電力量)	MWh	MWh	MWh	
減量化量	中間処理による減量化量	t (%)	t (%)	t (%)	%
最終処分量	埋立最終処分量	t (%)	t (%)	t (%)	%

※1 排出量は現状に対する割合、その他の指標は排出量に対する割合

(生活排水処理)

指 標	現 状 (平成 年度)	目 標 (平成 年度) A	実 績 (平成 年度) B	実績B /目標A
総人口				—
公共下水道	汚水衛生処理人口			%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	%	%	%
集落排水施設等	汚水衛生処理人口			%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	%	%	%
合併処理浄化槽等	汚水衛生処理人口			%
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	%	%	%
未処理人口	汚水衛生未処理人口			%

2 各施策の実施状況

施策種別	事業番号	施策の名称等	実施主体	施策の概要	事業実施期間 (事業計画期間)	施策の実績
発生抑制、再使用の推進に関するもの						
処理体制の構築、変更に関するもの						
処理施設の整備に関するもの						
施設整備に係る計画支援に関するもの						
その他						

3 目標の達成状況に関する評価

--

(道県知事の所見)

--